

苫小牧市総合計画策定支援委託業務仕様書

1 業務名

苫小牧市総合計画策定支援委託業務

2 契約期間

契約締結日から平成29年3月31日（金）まで

3 業務の目的

市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画を定める必要があるが、現行計画の期間は、平成29年度までであり、次期の計画を2年間で定める必要がある。

この際、効率的な市政運営に向けて、多くの市民や事業者の意見を踏まえながら、基本構想、基本計画を策定するとともに、市民や事業者にとって、わかりやすい計画を策定する必要がある。

そこで、本業務は、総合計画の策定に向けた市民及び事業者向けのアンケート調査設計・分析を行うとともに、外部有識者の懇話会や庁内の策定委員会における論点整理や基礎資料の作成などを行い、市民にとってわかりやすく、効率的な総合計画の策定を支援することを目的としている。

4 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本市の物品購入等競争入札参加資格登録業者名簿に登録されており、業務として市場調査等の取扱があること。また、道内に本・支店等の事業所を有すること。

(3) 参加意向書提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により、指名停止されていないこと。

※ 参加資格については、単独企業、共同企業体どちらでも参加可能であるが、共同企業体で参加する場合、(1)、(3)の参加資格要件は、全ての構成員が満たしていること。また、共同企業体の結成に係る協定を締結していること。

5 業務の内容

(1) 市民・事業者向けアンケート調査

現行の総合計画に関する市民及び事業者の満足度や将来のまちづくりに関する課題・意向についてアンケート調査を行う。

(想定配布数)

・市民： 2,000人

- ・事業者：約2,500団体

(作業内容)

- ・アンケート調査の設計、調査票素案の作成
- ・アンケート集計結果の分析

※アンケートの配布、回収、集計については、市にて実施する。

(2) 有識者懇話会及び庁内策定委員会の企画・基礎資料作成

総合計画（基本構想、基本計画）の策定に向けた有識者懇話会や庁内策定委員会において、各回の企画及び基礎資料の作成を行う。

(想定回数)

- ・懇話会：3回程度
- ・委員会：2回程度

(作業内容)

- ・各回の論点の抽出
- ・各回の会議基礎資料の作成

(3) 総合計画の策定に向けた技術的助言

市民にとってわかりやすく、効率的な総合計画を策定していくために、技術的な助言を行う。

6 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案内容を基本とするが、市と受託者が協議し決定する。

(2) 各種調査検討に当たっては、現行の総合計画や市の人口ビジョン及び総合戦略、その他の諸計画を勘案するとともに、推進組織の審議内容を反映させながら進めるものとする。

(3) 計画の策定は、平成28年度と平成29年度の2年間で行うが、平成28年度において、素案の作成を目指すものとする。

7 その他

(1) 成果品に関して生ずる著作権及びコンテンツの2次使用の権利等は本市に帰属させるものとする。

(2) 業務の実施に際し、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において、必要な権利処理を行うものとする。